

滋 障 福 第 1 号
滋 医 険 第 1 号
滋 子 青 第 3 号
令和 6 年 (2024 年) 1 月 4 日

各保険医療機関
各保険薬局
各柔道整復施術所
各訪問看護ステーション

御中

滋賀県健康医療福祉部長
(公 印 省 略)

福祉医療費助成制度の拡充について (通知)

平素は、福祉医療行政の円滑な推進について、格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。
さて、滋賀県の福祉医療費助成制度を見直し、令和 6 年度から助成対象者を下記のとおり拡充することになりましたので、円滑な移行に御協力くださいますようお願い申し上げます。
また、制度改正を周知するためのポスターを作成しましたので、県民への周知に御協力くださいますよう、併せてお願い申し上げます。

記

1. 拡充の内容について

(1) 子どもを対象とした制度において、新たに高校生世代を助成対象者とする

- ・対象者：15 歳に達する日の翌日以後の最初の 4 月 1 日から 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日を経過していない者 (就労の有無は問わない)
- ・診療科目：全診療科目 入院・通院
- ・自己負担：あり
- ・所得制限：なし

(2) 障害者を対象とした制度において、精神障害者を助成対象に加える

- ・対象者：精神障害者保健福祉手帳 1 級所持者
身体 3 級、療育 B1、精神 2 級のいずれか 2 種所持者
- ・診療科目：全診療科目 入院・通院
※精神科通院を除く (精神障害者精神科通院医療費助成事業の対象)
(自己負担・所得制限については、身体障害者および知的障害者と同じ)

※ 市町により、自己負担金に対する市町事業による助成の有無、障害者に係る拡充の開始時期・拡充の範囲などが異なります。詳細は別紙「制度案内」を参照ください。

2. ポスターの掲示について

窓口等へ掲示いただき、来訪者への周知に御協力をお願いします。

3. その他

- ・別紙「制度案内」の市町事業に係る部分については、予定の内容を含みます。
- ・既に市町独自で制度実施している市町や、今後、対象者を拡充する市町があります。また、市町により、別紙「制度案内」に記載した内容以外にも、今回の機会に市町制度を改正する場合があります。詳細は市町担当課へお問い合わせいただきますようお願いします。

担当

滋賀県健康医療福祉部

障害福祉課 共生推進・障害認定係 京谷、清水

TEL: 077-528-3543

医療保険課医療保険管理係 稲葉、下楠

TEL: 077-528-3571

子ども・青少年局 家庭支援推進室 佐川、寺村

TEL: 077-528-3554

滋賀県福祉医療費助成制度拡充に係る制度案内

1. 「高校生世代」福祉医療費助成制度の内容（令和6年4月1日～）

「高校生世代」福祉医療費助成制度（県制度）	
対象者	高校生世代（15歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日を経過していない者） ※ 就学・就労の有無を問いません。
所得制限	なし
自己負担金	あり 通院：1診療報酬明細書当たり500円（調剤報酬明細書には適用しない） 入院：1日1,000円、月額14,000円を限度（医療機関ごとに計算） ※市町により、自己負担金を市町で負担する場合があります。 その場合は、自己負担金はありません。 各市町による負担の有無は、 表1 高校生世代 助成番号一覧表（令和6年4月1日から） （p.3）をご覧ください。
助成方法	現物給付方式
助成番号	新たな助成番号（40番台）を新設 各市町の助成番号は、 表1 高校生世代 助成番号一覧表（令和6年4月1日から） （p.3）をご覧ください。
受給券の色	ピンク色

- ※ 現在、市町単独事業で助成を受けている高校生世代の方については、令和6年4月1日から、
- ・ 市町単独事業の助成番号が県制度の助成番号に変更になります。
 - ・ 市町単独事業の受給券（オレンジ色、緑色、濃クリーム色、藤色）が、県制度の受給券（ピンク色）に切り替わります。県制度の受給券かどうか確認をお願いいたします。

- ※ 県制度の開始に伴う市町単独事業の変更については、

表3 市町単独事業（子ども）の変更一覧
（p.5）をご覧ください。

- ※ 受給には手続きが必要です（お住まいの市町の福祉医療担当課から対象者へ案内があります）。
手続きについては、

表4 市町問合せ先一覧
（p.6）により、市町へお問い合わせください。

2. 精神障害者に係る拡充の内容（令和6年4月1日以降）

拡充の開始時期は市町により異なります。各市町の開始時期は、

表2 重度障害者（児）・重度障害老人 拡充開始時期等
（p. 4）をご覧ください。

	現行	拡充後
制度名称	重度心身障害者（児） 重度心身障害老人	重度障害者（児） 重度障害老人
対象者	・身体障害者手帳1級／2級所持者 ・療育手帳A1／A2所持者 ・身体3級＋療育B1の2点所持者 ・特別児童扶養手当1級所持者	・身体障害者手帳1級／2級所持者 ・療育手帳A1／A2所持者 ・身体3級＋療育B1の2点所持者 ・特別児童扶養手当1級所持者 に加えて、 ①精神障害者保健福祉手帳1級所持者 ②精神障害者保健福祉手帳2級＋身体障害者手帳3級の2点所持者 ③精神障害者保健福祉手帳2級＋療育手帳B1の2点所持者
所得制限	あり	
自己負担金	あり	
助成方法	現物給付	現行どおり
助成番号	41番、82番、47番、85番	
受給券の色	ピンク色	

※ 市町が独自に助成対象者の範囲を拡大している場合があります。

※ 市町により、自己負担金を市町で負担している場合があります。

重度障害者医療費助成制度はすべての診療科の通院・入院が適用となりますが、自立支援医療（精神通院医療）を利用される精神障害者の方は、原則、精神障害者精神科通院医療費助成制度（精神マルフク）の利用をお願いいたします。

表1 高校生世代 助成番号一覧表 (令和6年4月1日から)

市町	助成番号		備考
	県 (自己負担金あり)	県+市町 (自己負担金を市町が負担)	
大津市	40251019		
彦根市		40252025	
長浜市		40252033	
近江八幡市★		40252041	
東近江市	40251050		
草津市★		40254062	入院:自己負担金なし(市が負担) 入院外:自己負担金あり
守山市	40251076		
栗東市	40251522		
野洲市	40251092		
湖南市		40252108	
甲賀市		40252116	
高島市★		40252124	
米原市★		40252132	
日野町★		40252645	
竜王町		40252652	
愛荘町		40252710	
豊郷町★		40252736	
甲良町★		40252744	
多賀町		40252751	

【備考欄に記載がない場合】

- 「県(自己負担金あり)」入院・入院外とも自己負担金あり
- 「県+市町(自己負担金を市町が負担)」入院・入院外とも自己負担金なし(市町が負担)

★印(近江八幡市、草津市、高島市、米原市、日野町、豊郷町、甲良町)は、市町単独事業の高校生世代助成(日野町は入院のみ)から県制度へ移行します。

表2

重度障害者（児）・重度障害老人 拡充開始時期等

市町	R6.4.1 診療分	その他の時期	備考
大津市	○		
彦根市		検討中	時期が決まりましたら改めてお知らせします。
長浜市	○		
近江八幡市	○(予定)		令和6年3月議会において改正条例(案)を提出予定
東近江市	○		
草津市	○(調整中)		令和6年2月議会において条例と予算の議決を得る方向で調整中
守山市	○		
栗東市	○(予定)		令和6年3月議会において改正条例(案)を提出予定
野洲市	○		
湖南市	○		
甲賀市	○		
高島市	○		
米原市	○		
日野町	○		
竜王町		R6. 8. 1 診療分	
愛荘町	○		
豊郷町	○		※令和6年4月1日より、精神障害者保健福祉手帳2級所持者を町事業として実施予定
甲良町	○		※令和6年4月1日より、療育手帳B1、精神障害者保健福祉手帳2級所持者を町事業として実施予定
多賀町	○		

※ 従前から市町単独事業で精神障害者も助成対象としている場合は、県制度の拡充に係る部分が県制度へ移行します。

※ 市町により、市町単独事業で県制度より広い範囲を拡充対象とする場合があります。

詳細は市町にお問い合わせください。

表3 市町単独事業（子ども）の変更一覧（変更のある市町のみ）

市町	制度名 (現行)	助成番号 (現行)	変更内容
彦根市	子ども医療	40259020	①令和6年4月診療分より、中学生を通院医療費助成の対象とする。 ②①に伴い、中学生の入院(償還払)を現物給付へ変更
近江八幡市	子ども医療費	40259046	(入院)償還払から現物給付へ変更 ※他の制度でも変更があります。(欄外参照)
栗東市	子ども医療	40259525	①令和6年4月1日より、対象者を「小学1年生から小学6年生まで」を「小学1年生から中学3年生まで」へ変更 ②①に伴い、中学生の入院(償還払)を現物給付へ変更
高島市	子ども医療の高校生世代に係る部分	償還払のみ	償還払から現物給付へ変更
米原市	児童・生徒等	40259137	令和6年4月1日より、制度名称を「小・中学生」に変更
日野町	高校生等(入院のみ助成)	償還払のみ	償還払から現物給付へ変更
豊郷町	子育て応援医療	40259731	対象者を小中高校生世代から小中学生へ変更 制度名称を「子育て応援医療」から「子ども医療」に変更
甲良町	小中学生・高校生世代	40259749	令和6年4月1日より、対象者を「小学校1年生から18歳に達する日以降の最初の3月31日を経過していない者を対象」から「小学校1年生から中学校3年生」へ変更 制度名称を「小中学生」に変更

※草津市「子ども医療」(40259061)については、高校生世代が県制度へ移行する以外の変更はありません。

※近江八幡市では「子ども医療費(入院)」の現物給付化に伴い、以下の制度についても変更があります。

市町	制度名 (現行)	助成番号 (現行)	変更内容
近江八幡市	重度障害者(児)	41253048※	(入院)自己負担金を「有り」から「無し」へ変更
	重度障害者(児)	47254040	
	母子家庭	43253046※	※「41253048」は「41252040」へ変更
	母子家庭等	49254048	※「43253046」は「43252048」へ変更
	父子家庭	44253045※	※「44253045」から「44252047」へ変更

表4 市町問合せ先一覧

市町	部・課・係名	電話番号(直通番号)
大津市	健康保険部 保険年金課 医療助成係	077-528-2653
彦根市	市民環境部 保険年金課 年金係	0749-30-6136
長浜市	【こども】市民生活部 保険年金課 後期・年金・福祉医療係 【障害】健康福祉部 しょうがい福祉課 自立支援係	0749-65-6527 0749-65-6518
近江八幡市	福祉保険部 保険年金課	0748-36-5501
東近江市	健康医療部 保険年金課 年金福祉係	(直通)0748-24-5631 (IP)050-5801-5631
草津市	健康福祉部 保険年金課 福祉高齢者医療係	077-561-6975
守山市	健康福祉部 国保年金課 長寿福祉医療係	077-582-1120
栗東市	健康福祉部 保険年金課 福祉医療係	077-551-0316
野洲市	健康福祉部 保険年金課 福祉医療担当	077-587-6081
湖南市	健康福祉部 保険年金課 福祉医療係	0748-71-2324
甲賀市	市民環境部 保険年金課 後期高齢者医療係	0748-69-2142
高島市	市民生活部 保険年金課	0740-25-8137
米原市	市民部 市民保険課	0749-53-5114
日野町	住民課 保険年金担当	0748-52-6584
竜王町	住民課 医療年金係	0748-58-3702
愛荘町	住民課 保険年金係	0749-42-7692
豊郷町	保健福祉課 福祉医療係	0749-35-8116
甲良町	住民人権課 保険年金係	0749-38-5063
多賀町	税務住民課 保険年金係	0749-48-8114

この「制度案内」に記載した内容以外にも、今回の機会に市町制度を改正する場合があります。
詳細は市町担当課へお問い合わせください。